

令和8年度 ふじみ野市社会教育委員公募要項



ふじみ野市教育委員会社会教育課

目 次

1	趣旨	2
2	内容等	2
3	募集・選考等日程	2
4	応募手続き	3
5	委員候補者の決定方法等	3
6	無効な応募に関する事項	3
7	委嘱	4
8	委員候補者の取消し等	4
9	その他	4
10	問合せ先	4

1 趣旨

ふじみ野市教育委員会では、市民の参画と協働による教育行政の推進に取り組むことを目的として、社会教育行政に様々な知識と熱意、豊富な経験を反映させ、地域の社会教育活動が市民と行政の緊密な連携のもとに進められるよう、ふじみ野市社会教育委員の一部を公募します。

2 内容等

募集する委員	ふじみ野市社会教育委員
募集する人数	1名 (社会教育委員定数は15人)
任期	令和8年5月1日から令和10年4月30日まで(2年間)
職務内容	社会教育に関する諸計画の立案に関すること。 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。 職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
会議、研修等	社会教育委員の会議を年間4回程度、その他研修や社会教育委員独自の研究活動があります。
委員の報酬等	「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給します。
応募資格	公募委員は、市内に住民登録を有し、18歳以上のものとする。(市議会議員及び市職員は除く)かつ、教育・スポーツ・まちづくり等に関し、知識・経験・関心のある人 ※ただし、当該委員任期開始日においてふじみ野市の審議会等に委嘱されている数が3機関以上ある場合は、応募できません。
応募方法	応募用紙及び作文を、令和8年1月23日(金)17時までに、教育委員会社会教育課に持参又は郵送、FAX、メール(いずれも〆切日時必着)で提出。 応募申込書は、ホームページからダウンロードまたは教育委員会社会教育課にて配布します。
選考方法	第一次審査／応募申込書による選考 第二次審査／面接 2月12日(木) 時間は応募者に別途連絡

3 募集・選考等日程

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 公募実施要項配布 | 令和7年12月25日(木) から
令和8年1月23日(金) まで |
| (2) 応募用紙提出 | 令和8年1月23日(金) 17時まで |
| (3) 書類審査 | 令和8年1月26日(月)～30日(金) |
| (4) 面接 | 令和8年2月12日(木) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和8年3月上旬 |
| (6) 委嘱式 | 令和8年5月上旬 |

4 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

①	ふじみ野市社会教育委員応募用紙	1部
②	作文 ※内容については、「地域の教育課題を改善するには」とし、書式は自由とする。	1部

(注) 提出書類の返却はいたしません。

(2) 提出先

〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市教育委員会 社会教育課 社会教育係
電話：049-220-2087（直通） FAX：049-261-5100
メール：syakaikyoiku@city.fujimino.saitama.jp

(3) 提出〆切

令和8年1月23日（金）

(4) 提出方法

社会教育課に持参又は郵送、FAX、メール（いずれも〆切日時必着）で提出

5 委員候補者の決定方法等

(1) 委員候補者の決定方法

申込用紙、作文及び面接の内容を審査し、得点（50点満点）の最も高い者から委員候補者を決定する。

(2) 委員候補者の決定時期

令和8年2月27日（金）までに選考委員会により委員候補者を決定します。

(3) 審査結果の通知

委員候補者の決定後、速やかに応募者全員に選定結果をそれぞれ書面により通知します。なお、審査結果の内容等について、個別の問合せには応じかねます。

(4) その他

応募時期において応募資格を満たしていた場合でも、委員候補者の決定時期において応募資格を満たしていない方は、委員候補者となることができません。

6 無効な応募に関する事項

(1) 不正行為による応募

(2) 氏名若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

(3) 応募申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

(4) その他募集に関する規定などに違反した応募

7 委嘱

委員候補者は、本件に係る委嘱について、教育委員会議の議決を経て正式に委員となります。委嘱式は令和8年度第1回社会教育委員の会議において行う予定です。

8 委員候補者の取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、委員候補者としての選定を取り消すものとします。
 - ア 委員候補者が本件の委嘱を受けない場合
 - イ 応募の提案内容に虚偽の報告があった場合
 - ウ 委員候補者が応募者の資格を失った場合
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、委員候補者として相応しくないと本市が判断した場合
 - オ その他の事由により、委員候補者が委嘱を受けることが適当と認められない場合
- (2) 前号により、委員候補者の選定を取り消したときは、次点の者に委嘱を行うことができるものとします。

9 その他

- (1) 提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、差し替え又は撤回をすることはできません。
- (2) 委員候補者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることができます。
- (3) 本件手続以外の目的で本書を使用しないでください。

10 問合せ先

ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市教育委員会 社会教育課 社会教育係
TEL：049-220-2087
FAX：049-261-5100
E-mail：syakaikyoiku@city.fujimino.saitama.jp